

NPO法人消費者ネットみやざき(みやネット)

活動のご紹介

宮崎初の適格消費者団体認定を目指して！

★自己紹介

私たちNPO法人消費者ネットみやざき(愛称:みやネット)は、宮崎県内初の適格消費者団体を目指して2016年3月に設立されたNPO法人です。

役員は、弁護士、司法書士、学者、消費生活相談員、生協団体役員が務めており、会員には一般消費者の方にも加入していただいています。



★適格消費者団体とは？

「適格消費者団体」とは、消費者の権利を守るための活動を主な目的とする団体です。

内閣総理大臣から適格消費者団体としての認定を受けると、消費者にとって一方的に不利益な契約を押し付けるような事業者らに対して、消費者に代わって、そのような行為をやめるよう請求する裁判ができるようになります。

★宮崎初の適格消費者団体を目指して！

現在、私たちはまだ適格消費者団体の認定を受けていないため、差止請求の裁判をすることまではできません。

しかし、消費者の皆さんからの情報により、消費者にとって一方的に不利益な契約を押し付けるような事業者らに対して、消費者の皆さんに代わってそれらをやめるように申入れを行い、改善を求める活動をしています。

また、消費者の利益になるような法改正等を求める意見書や声明を発表したり、会員をはじめとする消費者の皆さんを対象とした学習会や講演会の開催なども行っています。

今後実績を重ね、賛同していただける皆さんを増やしていくことで、宮崎県内初の適格消費者団体になることを目指しています。ぜひ、みやネットの会員になっていただくようお願いいたします。



イラスト：消費者庁イラスト集より

＜NPO法人消費者ネットみやざき(愛称:みやネット)＞
〒880-0902 宮崎市大淀3-5-28 シーラカンス Miami 3-B
TEL&FAX 0985-77-6066

●「みやネット」ができる申入れの例●

<消費者に一方向的に不利益な契約書改定の申入れ>

- ・消費者が契約をキャンセルした場合には「いかなる場合でも5万円のキャンセル料を支払わなければならない」というような規定がある場合に、そのような規定は消費者にとって一方的に不利益なので契約書から削除するように申し入れます。

<悪質な勧誘方法の差止申入れ>

- ・訪問販売に来た業者が玄関先で契約するまで帰らずに長時間居座って、消費者が仕方なく契約したという場合に、そのような悪質な勧誘方法をやめるように申し入れます。
- ・事業者が「絶対に儲かります」などと説明して投資商品の勧誘を行い、それを信じた消費者に契約させた場合に、そのような勧誘をやめるように申し入れます。

<不当な広告・表示の差止申入れ>

- ・実証データもないのに「健康に良い」とか「病気が治る」などと消費者を誤解させるような広告をしている業者に対して、そのような広告をやめるように申し入れます。
- ・一見するとお試し価格で1回のみ購入できるように見えるが、実際には複数回の購入が義務付けられ、2回目以降は通常価格となる商品の通信販売サイトに対し、そのような表示をやめるように申し入れます。

【入会のお願い】

「みやネット」の活動は、会員の皆様の会費によって支えられています。ぜひ入会をお願いします。

入 会 申 込 書

FAX申込先 0985-77-6066 (NPO 法人消費者ネットみやざき事務局)

※この申込書をファックスしていただき、申込年会費をお振込みいただいた段階で、会員登録となります。

【申込日】 20 年 月 日

下記のとおり、入会を申し込みます。

(フリガナ)

【氏名・団体名】

【住所】 〒 ()

【連絡先】 電話番号： _____ FAX 番号： _____

Eメール： _____ @ _____

【会員登録事項】 希望する会員種別に、申込口数を記入し、申込年会費額を記入してください。

個人正会員・年会費 1 口 2000 円 × () 口 = 申込年会費 () 円

個人賛助会員・年会費 1 口 1000 円 × () 口 = 申込年会費 () 円

団体正会員・年会費 1 口 5000 円 × () 口 = 申込年会費 () 円

団体賛助会員・年会費 1 口 3000 円 × () 口 = 申込年会費 () 円

※正会員には総会における議決権がありますが、賛助会員には議決権がありません。

振込先 宮崎銀行宮崎支店(普) 147829

口座名義： 特定非営利活動法人消費者ネットみやざき

理事 塩地陽介(シオジヨウスケ)

※ 会計年度は4月1日から翌年3月31日までです。

※ 払込控えをもって、領収書に代えさせていただきます。